

熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業

■建設工事請負仮契約書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
1	10	第25条	1				賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	最近の物価変動は激しく、今後についても予想することが困難なため、「請負契約締結の日から起算して12か月を経過した後」とありますが、「請負契約締結の日以降」としていただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、建設工事請負仮契約書(案)を修正します。
2	10	第25条	1				賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	「賃金水準又は物価水準の変動」の算出は、近年他事例でも適用が多い「提案書提出日」からの比較としていただけないでしょうか。	賃金水準又は物価水準の変動は提案書提出日を基準とすることを想定しています。詳細については事業者との対話にて意見を聴取し、契約締結時の協議において決定します。
3	10	第25条	1				賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	請負代金額の変更を請求できるのは、工期内で資金水準及び物価水準変動の基準日が請負契約締結の日から起算して12ヶ月を経過した後となっておりますが、特に本件においては、提案日から工事請負契約までが約2年と非常に長期であり、昨今の建設物価の急騰は建設会社として負担できない大きなリスクとなっております。つきましては、近年のPFI等の案件でも多く採用されている提案日の物価指数等を基にして着工時に請負代金額の変更をしていただけますでしょうか。	建設工事請負仮契約書(案)に関する質問への回答No.1及びNo.2をご参照ください。
4	10	第25条	1				賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	昨今、建設工事の費用において、急激な高騰があり、記載されています「請負契約締結の日から起算して12か月を経過した後」との事ですが、双方の申し出毎等に変更できませんでしょうか。	建設工事請負仮契約書(案)に関する質問への回答No.1をご参照ください。
5	10	第25条	1				賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	昨今、建設価格の急騰がおきています。その中、本契約書案では、資金水準及び物価水準変動の基準日が請負契約締結の日と記載されています。これは、事業者にとって大変大きなリスクとなります。公告日若しくは提案書提出日となりませんか。	建設工事請負仮契約書(案)に関する質問への回答No.2をご参照ください。
6	10	第25条	1				賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更	「工期内で請負契約締結日から起算して12か月を経過して」とございますが、今般の物価上昇状況を鑑みますと提案書提出が本年7月となっておりますので、起算日は令和4年7月とならないでしょうか。	建設工事請負仮契約書(案)に関する質問への回答No.2をご参照ください。

■建設工事請負仮契約書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
7	10	第25条	3				賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	「物価指数等に基づき」とありますが、具体的に採用される指数についてご教示ください。	採用する物価指数等については事業者との対話にて意見を聴取し、契約締結時の協議において決定します。
8	24	第57条					火災保険等	保険の付保期間は、工事着工日から引き渡し日までという理解でよろしいでしょうか。	本契約締結日から工事完成期日後14日を含む期間とします。